



# 令和8（2026）年度実施 「元気創造まちづくり事業」 募集案内

栗東市市民社会貢献活動促進基金補助金助成 募集要項

栗東市は、市内を拠点に活動する、あるいは活動しようとするNPO法人や市民活動団体（自発的で公益的な活動を行う団体）を「元気都市栗東」を共に築くパートナーとして、団体がイキイキと活動できるよう支援します。自分たちのまちに必要なものは自分たちで作っていき、そんな希望のあるまちづくりへ……。



皆さんの素敵な「思い」を提案・実現してみませんか？



## 募集期間

令和7年8月1日（金）から8月29日（金）まで



## 助成額

助成対象経費の4分の3以内（上限 200,000 円）



## 助成期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日に実施される事業

※1事業につき最長3年まで継続助成を受けることができます。（毎年審査があります）



## 助成対象事業

広く市民やまちのためになるオープンな活動。福祉、教育、まちづくり、文化・スポーツ、環境保全など、幅広い分野の事業が対象です。

ただし、助成の対象となる事業は、主に栗東市内で行うことを条件とします。

また、助成終了後も継続して活動いただけることを前提とします。

## 注意

- ① 栗東市及び栗東市の補助団体から金銭的補助を受けている“事業”は、申請できません。
- ② 国や県、民間団体などから補助を受けている場合は、申請することはできますが、その場合は、すでに補助を受けている制度において二重補助を受けることが可能かよく確認してください。



## 助成対象者

次の(1)～(5)の要件をすべて満たしている、市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体※(以下「団体」という)とします。

- (1) 市内を拠点に活動している3人以上の会員で組織している団体であること。
- (2) 定款(規約・会則)を持ち、会計処理が適切に行われている団体であること。
- (3) 営利を目的としない公益的な活動を行う団体で、自立して継続的な活動が期待できる団体であること。
- (4) 政治的活動及び宗教的活動をする団体ではないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律に規定する暴力団をいう)または暴力団もしくはその構成員が統制している団体でないこと。

【市民】 ・市内に住所を有する人 ・市内に通学し、または通勤する人  
 ・市内において事業または活動を行う人  
 ・市内において事業または活動を行う法人その他の団体

【地域コミュニティ団体】自治会、地域振興協議会など

【市民公益活動団体】自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動を行う団体



## 助成対象経費

事業実施に必要な下記経費等が対象となります。

○	旅費交通費(研修費、ボランティアの交通費等)、消耗品費(事務用品、一万円以下の備品等)、通信運搬費(郵便料・通信料など)、印刷費(コピー代等)、賃借料(リース代、会場代等)、諸謝金(講師料等)、保険料(ボランティア保険等)、材料費 等	×	事業以外にかかる管理運営費、人件費、事務所経費 会員(団体スタッフ)の打ち合わせや会議にかかる飲食及び親睦に関する経費 領収書、受領印などで証明できない経費
---	---	---	--

備品購入費については対象外ですが、備品がなくては事業を実施することが出来ない場合は申請前にご相談ください。

具体的な内容については申請書記入例の支出経費例をご覧ください。

※実績報告書の提出の際に領収書の添付が必要となります。



## 提出書類

- ① 栗東市市民社会貢献活動促進基金補助金助成申請書
- ② 団体の定款、規約、会則等(写)

※申請書類については自治振興課窓口にあります。栗東市ホームページからもダウンロードできます。

※鉛筆書き不可

※団体の定款、規約、会則等がない場合は作成してください。



## 事業選定方法

申請書の提出をもって応募とします。（郵送不可）

採択事業は、書類審査および公開プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を経て、決定されます。（※）

※令和7年度予算の栗東市議会での成立を前提としています。



## 審査基準

審査にあたっては、栗東市市民社会貢献活動促進基金補助金審査委員会において、申請内容を次の項目に基づき総合的に判断します。申請書の記入にあたってはこれらの視点を考慮してご記入ください。

活動の公益性	地域社会をより住みよく、暮らしやすくすることに大きな役割を果たしているか。また、それは公益性の高い活動か。
活動の創造性	時代状況に応じた新しい分野に取り組み、問題を解決するための工夫やアイデアがある活動か。
活動の発展・可能性	今後、様々な活動に広がる可能性を持つ計画となっているか。将来にわたり、継続的に活動の水準を高め、幅広い活動にしていこうとする計画がたっているか。
活動の実現性	実施体制、事業計画、スケジュールなどから見て、実現可能な活動か。
費用の妥当性	助成の対象とならない経費が計上されていないか。活動の内容に見合った経費見積もりができているか。また、助成の効果が高く認められるものか。



## 事業の公開性

すべての事業について、審査の段階から、公開プレゼンテーション・ヒアリング型式を用いるなど、積極的に透明性の確保に努めることとし、審査内容をホームページ上で公開します。また事業終了後には、活動内容や成果を広く市民と共有するために公開での成果報告会を開催します。

\* 提出いただいたすべての書類は、栗東市情報公開条例に基づき公開します。



## 支援の継続について

助成は最長3年までとし、その間に自主運営について検討いただきます。

なお、審査は毎年受けていただきます。



## その他

- ① 事業不履行、虚偽の申請・報告の場合には、助成金を返還していただきます。
- ② プレゼンテーション及び成果報告会の前に、発表・報告の進め方などの実践的な講座を開催しますので、出席をお願いします。
- ③ 年度末には成果報告会での事業報告と実績報告書の提出をお願いします。



## 事業実施スケジュール



- 事業実施主体
- 問合せ・応募先

栗東市市民社会貢献活動促進基金補助金運営委員会  
 栗東市市民社会貢献活動促進基金補助金運営委員会  
 <事務局> 栗東市 市民部 自治振興課  
 〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号  
 TEL: 077-551-0290  
 FAX: 077-551-0432

- 栗東市ホームページ
- E-mail

<https://www.city.ritto.lg.jp>  
 jichishinko@city.ritto.lg.jp